

陳 情 書

【1】陳情要旨

狛江市制定の「情報公開条例」及び「個人情報保護条例」に条文を追加する事を求める陳情

【2】陳情内容

私は、私が応募した「ごみ審・選考会（第10期）」（H7.12.25実施）の選考において、当期の市民応募者8人の内、ただ私一人が「不合格」となった事に疑念を抱き、今日まで、約8年間に渡り、市制定の「情報公開条例」や「個人情報保護条例」を用いて、数多くの「情報公開請求」や「個人情報の開示請求」をした。ところが、①私が提出した「請求書」が、何ら根拠もなく受理されず ②開示がされても、その通知には、明らかな「嘘」「誤り」があり、ある時は ③開示までに長い時間がかかり、「いたずらに」時間稼ぎをされた。（以下に、これら事例の一部を記す）

(A) 私が持参・提出した「情報公開請求書」（H28.12.7付）が、何ら説明もなく担当部署「X氏」により受領を拒否され、あろう事か！この「請求書」は、同人自らの手によって、私が乗って来た自転車の前籠に、粗雑に投げ返された。（ビン缶センター：H28.12.7：16時30分）そして、この「請求書」の不受理の理由は、『審査会の審査中は「情報公開請求書」は受理出来ないとの事（X氏の言葉）』であった。しかしながら、後日「総務省担当官」から、その様な「法令は存在してない」との回答を頂き、その返事をX氏に伝え、後日、やっと、この「請求書」は、同人に受理させた。

(B) 私が提出した「情報公開請求書」（⇒ごみ審選考会の「合否判定基準」の存在確認）に対して、当初、X氏は「この様な基準はない」と回答して来たが、私が行った6度目の「情報公開請求」で、やっと【起案書】（狛環清発127号：H30.12.11付）の形（当時の部長職及びX氏の押印あり）で、この情報は開示された。

この事は「合否判定基準」があった事の証明になり、私の「開示請求」に対して「当該情報は不存在」としたX氏は、私に対して何回も「嘘」「偽り」を回答した事になる。

同人が、私に行ったこの行為は ①市情報公開条例第9条の違反（情報の公開義務）や ②刑法の「虚偽公文書偽造罪」（刑法第156条）に該当し、同人は、市の職員（管理職）として、やってはいけない法令違反を犯した。

(C) 私が行った「情報公開請求」（交付手数料関連）に対し、X氏からは「不明瞭」を根拠に「4度にわたり補正命令が発せられた」⇒（R4.3.14付）（R4.3.26付）（R4.4.4付）（R4.4.17付）。

そのため、補正命令が発令される都度、私は『どの様子で書けば「明瞭」になるか？』と再三にわたり「情報公開請求」を行ったが、【5度目の請求】で、やっと「狛江市役所には「明瞭の意義」を定義するものはない（＝不存在）との通知（R4.6.3付：狛環情発第48号）が届き、その後で、やっと、私の情報は公開された（R4.8.1付）

私は、私が求める「情報」を得るまでに、膨大な「時間」と「手間」「労力」を要し、狛江市（X氏）は、知識&経験のない私に対して「無益」で大きな「負担」をかけた。

ところで、「狛江市情報公開条例：第1条（目的）」では、『市民は「知る権利」及び「情報を求める権利」を有し』、また『狛江市は「市民に対して説明をする責務」がある』と記している。また、「狛江市個人情報保護条例：第1条（目的）」でも、同様に、狛江市民に対して「情報を求める権利」を保障している。

私は、狛江市役所の職員を自認する市職員は（当然、管理職も）仮に「情報公開条例」を読んでいなくても、自らの「倫理観」「責任感」をもって、当該条例（第1条：目的）を「遵守」「履行」をするものである、と考えているが、残念ながら、市の職員の中には、あろう事か？この様な「責任感」「倫理観」が「欠如」「欠落」した職員は「現実」にあり、（X氏）、また今後、同様な職員が、狛江市役所に現れるかも知れない。

よって、私は、今後この様な「市職員」が、再び狛江市役所に現れる事を危惧して、この様な人物が「法令違反」（情報公開条例違反他）が行えない様に歯止めをかけ、かつ、善良な狛江市民が、私の様な「不利益」「損害」を被らないために、現行の「狛江市情報公開条例」及び「狛江市個人情報保護条例」に一条文を追加し、例えば、一例として狛江市情

報公開条例：第3条（実施機関の責務）—3に、【「実施機関はこの条例（第1条＜目的＞）の精神を「遵守し、情報の公開に当たっては「嘘」「偽り」その他、狛江市民に対して、不利益を与える回答をしてはならない】（案）の追加、また、狛江市個人情報保護条例：第3条（実施機関の責務）—4にも上記同様の条文を追加するように陳情する。

以上